

ひのでブランド認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の区域内（以下「町内」という。）で生産された農産物等の一次産品、又は町内で製造され、町のふるさと納税返礼品に採用される等、町を代表するものとして認知されている加工品等（以下「加工品等」という。）をひのでブランドとして認定し、広く宣伝することにより、町内産業の振興に寄与するとともに、郷土愛の醸成及び町民意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひのでブランド 町長が、町内で生産され、又は製造される加工品等で、町を代表するものとして認定するものをいう。
- (2) 名産品 ひのでブランドのうち、加工品等をいう。
- (3) 特産品 ひのでブランドのうち、農産物等の一次産品をいう。

(資格)

第3条 ひのでブランドの認定を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 町内に住所を有する個人又は町内に事業所を有する法人若しくは町内に所在する事業所に勤務している者であること。
- (2) 食品等の生産又は製造若しくは販売に当たり、関係法令に違反していないこと。
- (3) 第三者からの苦情、要望等に対し、適切に処理が行えること。
- (4) 町税等の滞納がないこと。

(申請手続)

第4条 申請者は、ひのでブランド認定申請書（様式第1号）に申請に関する資料等を添えて、町長に申請しなければならない。

(選定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、次に掲げる基準により選定を行うものとする。

- (1) 町内で生産された農産物等の一次産品、又は加工品等であること。
- (2) 町内で販売されていること。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、特許法（昭和34年法律第121号）、商標法（昭和34年法律第127号）その他関係法令に適合していること。
- (4) 法令又は生産者、製造者等で構成する組合、業界等において製造基準、表示義務等が定められたものであるときは、当該製造基準、表示義務等を満たしていること。

2 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める基準に適合するもの。

(認定)

第6条 町長は、前条の選定により、適当と認めるときは、申請者にひのでブランド認定書(様式第2号。以下「認定書」という。)を交付するものとする。

2 町長は、前条の選定により、不適當と認めるときは、ひのでブランド認定却下決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(認定期間)

第7条 ひのでブランドの認定期間は、前条の認定書の交付の日から起算して5年とする。ただし、認定の更新をしたひのでブランドの認定期間については、第10条第4項の規定による。

(認定料)

第8条 第6条の認定書を交付された者(以下「認定者」という。)は町長に認定料を納付するものとする。

2 認定料は、1品につき5,000円とし、町長が指定する方法で納付するものとする。

(証票の表示)

第9条 認定者は、別に定めるひのでブランド証票を認定品、容器包装等に表示するものとする。

(認定の更新)

第10条 第7条に規定する認定期間は、認定者が当該期間満了する日の60日前までに、ひのでブランド認定取消申請書(様式第4号)により認定の取消しを町長に申請する場合を除くほか、自動的に更新されるものとする。

2 第5条の基準は、前項の認定の更新について準用する。

3 町長は、第1項に規定する更新を行った場合は、当該更新がされた者(以下「更新認定者」という。)に改めて認定書を交付する。

4 更新後のひのでブランド認定期間は、第7条の認定期間の満了する日の翌日から起算して5年とし、更新料として1品につき5,000円を町長が指定する方法で納付するものとする。

5 前条の規定は、更新認定者について準用する。

(支援等)

第11条 町長は、認定者(更新認定者を含む。以下同じ。)に対し、ひのでブランドの販売促進に係る情報及び販売促進品等の提供をするものとする。

2 認定者は、前項の規定により最初に提供を受けた販売促進品等を除き、追加で提供を受けようとするときは、ひのでブランド支援申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、ひのでブランド支援決定通知書(様式第6号)により当該認定者に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により追加の提供を決定したときは、当該認定者に対し、支

援料の納付を求めることができる。

- 5 支援料の額は、追加提供 1 回につき 5,000 円とし、町長が指定する方法で納付するものとする。

(認定の変更)

第 12 条 認定者は、認定品に変更があるときは、ひのでブランド認定内容変更申請書(様式第 7 号)に当該変更に関する資料等を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があった場合は、当該内容を審査し、適当と認めるときは、ひのでブランド認定内容変更決定通知書(様式第 8 号)により認定者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第 13 条 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定者が、ひのでブランド認定取消申請書により町長に申請したとき。
 - (2) 認定基準に適合しなくなったとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
 - (4) 品位、信用等を著しく損なう行為があったとき。
 - (5) 生産又は製造若しくは販売を中止したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。
- 2 町長は、認定を取り消すときは、ひのでブランド認定取消決定通知書(様式第 9 号)により、認定者に通知するものとする。この場合において、既納の認定料又は支援料は、返還しないものとする。

(調査)

第 14 条 町長は、必要があると認めるときは、認定品の調査を行うことができる。

- 2 認定者は、前項の調査に協力し、及び指示に従うものとする。

(認定者の責務)

第 15 条 認定者は、第 1 条に規定する目的に協力するよう努めなければならない。

- 2 認定者は、第 6 条の認定書を事業所、販売店等に掲示するものとする。
- 3 認定者は、認定品、認定品の流通又は販売等に問題が生じたときは、一切の責任を負うものとする。この場合において、認定者は、速やかに、町長に当該問題が生じた事実について報告するものとする。
- 4 認定者は、町内の行事に積極的に参加するものとする。

(広報)

第 16 条 町長は、認定品について広報その他の手段により、広く紹介するものとする。

(委託)

第 17 条 町長は、この要綱に規定する事務の一部を委託及び委任することができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。